

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年 9 月 9 日

【発行者名】 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
（連絡場所）
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】 0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0

【届出の対象とした募集（売出）内国投資 ＪＰＭユーロ公社債ファンド（隔月決算型）
信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資 2 兆円を上限とします。
信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年４月５日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

<訂正前>

平成25年４月６日から平成26年４月７日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

平成25年４月６日から平成25年10月２日までとします。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

（イ）ファンドの目的

（略）

（ロ）信託金の限度額

（以下略）

<訂正後>

（イ）ファンドの目的

（略）

（注）当ファンドは平成25年10月４日に、マザーファンドは平成25年10月３日に繰上償還されます。当ファンドは、マザーファンドが償還にむけて保有有価証券の売却を開始した場合には、本書に記載する運用は行いません。（以下同じ。）

（ロ）信託金の限度額

（以下略）

（２）ファンドの沿革

<訂正前>

（略）

平成18年４月８日 当ファンドの名称変更

<訂正後>

（略）

平成18年４月８日 当ファンドの名称変更

平成25年10月３日 マザーファンドの信託終了（予定）

平成25年10月４日 当ファンドの信託終了（予定）

（３）ファンドの仕組み

<訂正前>

（略）

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成25年 2 月末現在）

（略）

大株主の状況（平成25年 2 月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成25年 7 月末現在）

（略）

大株主の状況（平成25年 7 月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（１）投資方針

<訂正前>

（イ）運用方針

（略）

（略）

（ロ）投資態度

（以下略）

<訂正後>

（イ）運用方針

（略）

（略）

（注）当ファンドは平成25年10月4日に繰上償還されます。マザーファンドは平成25年10月3日に繰上償還されます。当ファンドは、マザーファンドが償還にむけて保有有価証券の売却を開始した場合には、本書に記載する運用は行えません。（以下同じ。）

（ロ）投資態度

（以下略）

（３）運用体制

<訂正前>

・当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

（図略）

「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ内で組織されるグローバル債券運用グループ

（約230名）に所属する、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドのポートフォリオ

・マネジャーが運用を担当し、実際の投資判断を行います。グローバル債券運用グループは、運用チームと運用戦略チームで構成されます。

（略）

（注１）（略）

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、平成24年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

・当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

（図略）

「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ内で組織されるグローバル債券運用グループ（約250名）に所属する、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドのポートフォリオ・マネジャーが運用を担当し、実際の投資判断を行います。グローバル債券運用グループは、運用チームと運用戦略チームで構成されます。

（略）

（注１）（略）

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

（４）分配方針

<訂正前>

（略）

<参考>

収益分配金の支払いについて

（略）

「収益分配金に関する留意事項」

（略）

●（略）

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

* 1 後記「４手数料等及び税金（３）信託報酬等および（４）その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 （略）

（以下略）

<訂正後>

（略）

<参考>

収益分配金の支払いについて

（略）

「収益分配金に関する留意事項」

（略）

●（略）

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

* 1 後記「４手数料等及び税金」の「（３）信託報酬等」および「（４）その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 （略）

（以下略）

3【投資リスク】

（２）投資リスクに関する管理体制

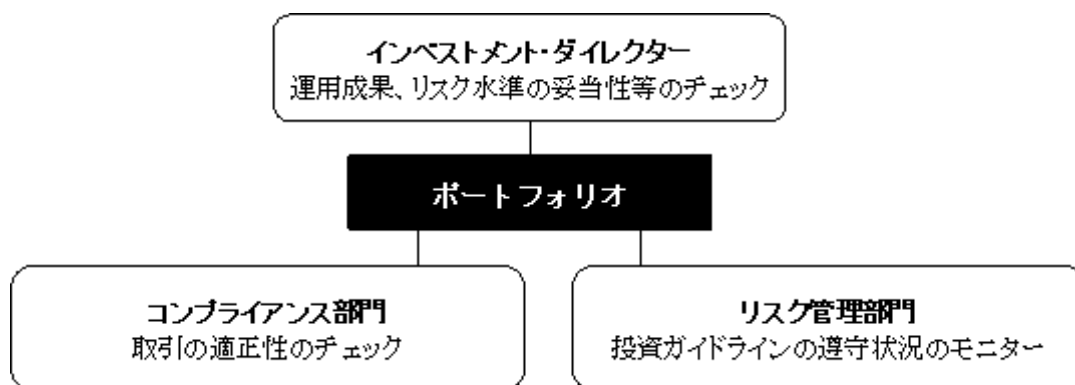
原届出書の第二部ファンド情報 第１ファンドの状況 ３投資リスク（２）投資リスクに関する管理体制について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

運用委託先におけるリスク管理

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドにおけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成25年6月末現在）

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

委託会社におけるリスク管理

委託会社のリスク管理部門では、投資ガイドラインの遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

4【手数料等及び税金】

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年2月末現在成立しているものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託^{*}については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

^{*} 「株式投資信託」とは、信託約款上において株式の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主にユーロ建ての債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は株式の組入れが可能なため、課税上は株式投資信託の扱いとなります。（以下同じ。）

（略）

法人、個人別の課税の取扱について

（a）個人の受益者に対する課税

（略）

（ハ）損益通算について

（略）

^{*} 1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。

^{*} 2 （略）

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年7月末現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託^{*}については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

^{*} 「株式投資信託」とは、信託約款上において債券以外の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主にユーロ建ての債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は債券以外の組入れが可能なため、課税上は株式投資信託の扱いとなります。（以下同じ。）

（略）

法人、個人別の課税の取扱について

（a）個人の受益者に対する課税

（略）

（ハ）損益通算について

（略）

^{*} 1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

^{*} 2 （略）

（b）法人の受益者に対する課税

（以下略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込方法

（略）

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

申込価格

（以下略）

<訂正後>

申込方法

（略）

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込みの受付は平成25年10月2日までです。当ファンドは平成25年10月4日に信託を終了します。

申込価格

（以下略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

換金方法

（略）

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

換金価格

（以下略）

<訂正後>

換金方法

（略）

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの換金申込みの受付は平成25年10月2日までです。当ファンドは平成25年10月4日に信託を終了します。

換金価格

（以下略）

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

無期限です。

ただし、後記「（5）その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

<訂正後>

平成14年12月20日から平成25年10月4日までです。

（4）【計算期間】

<訂正前>

（略）

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎月10日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

<訂正後>

（略）

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として奇数月の8日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（注）当ファンドは平成25年10月4日に信託を終了します。なお、当ファンドの最終計算期間は、平成25年9月10日から平成25年10月4日までとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成25年2月末現在）

（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成25年7月末現在）

（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	<u>69</u>	<u>550,589</u>
公募単位型株式投資信託	4	<u>57,147</u>
公募追加型債券投資信託	2	<u>419,503</u>
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	<u>56</u>	<u>420,300</u>
総合計	<u>131</u>	<u>1,447,539</u>
親投資信託	<u>60</u>	-

（注）百万円未満は四捨五入

<訂正後>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年7月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

	本数	純資産額（百万円）
--	----	-----------

公募追加型株式投資信託	<u>73</u>	<u>877,661</u>
公募単位型株式投資信託	4	<u>37,076</u>
公募追加型債券投資信託	2	<u>483,399</u>
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	<u>62</u>	<u>581,132</u>
総合計	<u>141</u>	<u>1,979,268</u>
親投資信託	<u>62</u>	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

- 1．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第22期 (平成24年 3月31日)			第23期 (平成25年 3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			4,162,348			3,642,783	
有価証券			5,408,111			5,910,535	
前払費用			19,642			16,861	
未収入金			129,688			96,998	
未収委託者報酬			1,656,086			2,425,063	
未収収益			1,363,081			1,608,521	
未収還付消費税等			61,716			-	
関係会社短期貸付金			-			1,230,000	
繰延税金資産			518,862			348,554	
その他			4,458			3,672	
流動資産計			13,323,998	89.8		15,282,991	98.0
固定資産							
投資その他の資産			1,521,428			308,165	
関係会社株式		60,000			60,000		
投資有価証券		1,385,770			-		
敷金保証金		42,639			40,427		
長期預け金		-			174,917		
その他		33,019			32,819		
固定資産計			1,521,428	10.2		308,165	2.0
資産合計			14,845,427	100.0		15,591,156	100.0

訂正有価証券届出書（内国投資信託）

		第22期 （平成24年 3 月31日）			第23期 （平成25年 3 月31日）		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			114,199			104,304	
未払金			1,737,274			2,246,418	
未払収益分配金		1,430			324		
未払償還金		1,186			565		
未払手数料		688,876			1,075,972		
その他未払金		1,045,782			1,169,555		
未払費用			1,042,151			1,031,529	
未払法人税等			18,200			74,297	
賞与引当金			275,549			280,070	
事務所賃貸借契約引当金			135,088			-	
流動負債計			3,322,464	22.4		3,736,621	24.0
固定負債							
長期未払金			-			166,588	
賞与引当金			371,335			349,228	
役員賞与引当金			77,931			90,655	
退職給付引当金			22,381			8,734	
事務所賃貸借契約引当金			253,717			-	
繰延税金負債			16,732			-	
固定負債計			742,097	5.0		615,207	3.9
負債合計			4,064,561	27.4		4,351,828	27.9

訂正有価証券届出書（内国投資信託）

		第22期 （平成24年 3 月31日）			第23期 （平成25年 3 月31日）		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	14.9		2,218,000	14.2
資本剰余金			1,000,000	6.7		1,000,000	6.4
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			7,535,577	50.8		8,021,327	51.5
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		7,501,900			7,987,651		
株主資本計			10,753,577	72.4		11,239,327	72.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			27,287	0.2		-	0.0
評価・換算差額等計			27,287	0.2		-	0.0
純資産合計			10,780,865	72.6		11,239,327	72.1
負債・純資産合計			14,845,427	100.0		15,591,156	100.0

（２）【損益計算書】

		第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）			第23期 （自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			8,473,843			11,055,916	
運用受託報酬			5,402,893			5,351,270	
業務受託報酬			1,661,327			1,748,835	
その他営業収益			155,006			141,668	
営業収益計			15,693,071	100.0		18,297,692	100.0
営業費用							
支払手数料			3,393,307			4,752,833	
広告宣伝費			238,136			202,068	
調査費			3,209,470			3,097,878	
委託調査費		2,880,008			2,800,020		
調査費		320,383			289,772		
図書費		9,079			8,085		
委託計算費			264,224			295,754	
営業雑経費			213,679			280,239	
通信費		37,900			41,075		
印刷費		143,581			207,194		
協会費		25,828			24,752		
諸会費		6,369			7,216		
営業費用計			7,318,818	46.6		8,628,774	47.2

		第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			4,924,070			4,952,190	
役員報酬		134,465			151,064		
給料・手当		3,473,430			3,490,957		
賞与		402,853			425,768		
賞与引当金繰入額		575,422			542,382		
役員賞与		87,789			72,056		
役員賞与引当金繰入額		49,071			67,721		
その他の報酬		201,038			202,239		
福利厚生費			397,125			389,859	
交際費			63,430			50,210	
寄付金			13,918			12,600	
旅費交通費			187,435			211,906	
租税公課			60,242			68,301	
不動産賃借料			1,063,613			1,037,885	
退職給付費用			279,370			284,665	
退職金			10,029			79,779	
消耗器具備品費			108,437			119,479	
事務委託費			340,605			246,591	
関係会社付替費用			1,537,302			1,547,778	
諸経費			120,206			112,763	
一般管理費計			9,105,787	58.1		9,114,012	49.8
営業利益又は営業損失（ ）			731,535	4.7		554,906	3.0

		第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金	2	5,686			39,835		
投資有価証券売却益		95,454			56,775		
受取利息	2	-			4,022		
分配金・償還金時効		-			1,726		
為替差益		60,557			-		
デリバティブ利益		45,428			-		
その他営業外収益		21,490			7,528		
営業外収益計			228,616	1.5		109,889	0.6
営業外費用							
業法上の負担額	1	7,818			17,238		
投資有価証券売却損		-			11,735		
為替差損		-			17,707		
デリバティブ評価損		34,684			-		
その他営業外費用		13			1,431		
営業外費用計			42,515	0.3		48,113	0.3
経常利益又は経常損失（ ）			545,434	3.5		616,682	3.3
特別利益							
事務所賃貸借契約引当金戻入益		-			98,027		
特別利益計			-	-		98,027	0.5

		第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
特別損失		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
事務所賃貸借契約損失		24,118			-		
事務所賃貸借契約引当金繰 入額		167,842			-		
特別損失計			191,961	1.2		-	-
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			737,395	4.7		714,709	3.8
法人税、住民税及び事業税			5,775	0.0		58,650	0.2
法人税等調整額			222,862	1.4		170,308	0.9
当期純利益又は当期純損失 ()			966,032	6.2		485,750	2.7

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）	第23期 （自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,467,933	7,501,900
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（　）	966,032	485,750
当期変動額合計	966,032	485,750
当期末残高	7,501,900	7,987,651
株主資本合計		
当期首残高	11,719,609	10,753,577
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（　）	966,032	485,750
当期変動額合計	966,032	485,750
当期末残高	10,753,577	11,239,327
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	46,644	27,287
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,356	27,287
当期変動額合計	19,356	27,287
当期末残高	27,287	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	46,644	27,287
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,356	27,287
当期変動額合計	19,356	27,287
当期末残高	27,287	-
純資産合計		
当期首残高	11,766,254	10,780,865
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（　）	966,032	485,750
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,356	27,287
当期変動額合計	985,389	458,462
当期末残高	10,780,865	11,239,327

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 事務所賃貸借契約引当金

事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料に基づき引当金を計上しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年５月17日）

１．概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正（退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）

２．適用予定日

平成25年４月１日以後開始する事業年度の期首から適用予定

３．当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 （平成24年３月31日）	第23期 （平成25年３月31日）
該当事項はありません。	関係会社項目 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）	第23期 （自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）
１ 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条に基づく負担額であります。	１ 業法上の負担額 同左 ２ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取利息 4,022千円 関係会社からの受取配当金 10,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第23期（自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）		第23期 （自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。	
1年以内	536,233千円	1年以内	486,720千円
1年超	1,584,195千円	1年超	951,198千円
合計	2,120,428千円	合計	1,437,919千円

（金融商品関係）

（1）金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがあります。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limitedへの短期貸付を行っております。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に３ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが６ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、３ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

（ ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limitedの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほとんどないと認識しております。

（ ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行うことがあります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

（ ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の

維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）２．参照）。

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,162,348	4,162,348	-
(2) 有価証券	5,408,111	5,408,111	-
(3) 未収委託者報酬	1,656,086	1,656,086	-
(4) 未収収益	1,363,081	1,363,081	-
(5) 投資有価証券	1,385,770	1,385,770	-
資産計	13,975,399	13,975,399	-
(1) 未払手数料	688,876	688,876	-
(2) その他未払金	1,045,782	1,045,782	-
(3) 未払費用	1,042,151	1,042,151	-
負債計	2,776,810	2,776,810	-

（注）１．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,642,783	3,642,783	-
(2) 有価証券	5,910,535	5,910,535	-
(3) 未収委託者報酬	2,425,063	2,425,063	-
(4) 未収収益	1,608,521	1,608,521	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,230,000	1,230,000	-
(6) 長期預け金	174,917	174,619	298
資産計	14,991,820	14,991,522	298
(1) 未払手数料	1,075,972	1,075,972	-
(2) その他未払金	1,169,555	1,169,555	-
(3) 未払費用	1,031,529	1,031,529	-
(4) 長期未払金	166,588	166,304	284
負債計	3,443,645	3,443,361	284

(注) 1 . 金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,162,348	-	-	-
未収委託者報酬	1,656,086	-	-	-
未収収益	1,363,081	-	-	-
合計	7,181,517	-	-	-

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,642,783	-	-	-
未収委託者報酬	2,425,063	-	-	-
未収収益	1,608,521	-	-	-
関係会社短期貸付金	1,230,000	-	-	-
合計	8,906,367	-	-	-

（有価証券関係）

１．関係会社株式

関係会社株式（第22期の貸借対照表計上額は60,000千円、第23期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

第22期（平成24年３月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	1,385,770	1,341,750	44,020
合計		1,385,770	1,341,750	44,020

（注）有価証券（貸借対照表計上額 5,408,111千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第23期（平成25年３月31日）

有価証券（貸借対照表計上額 5,910,535千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	1,561,089	95,454	-

第23期（自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	1,856,169	56,775	11,735

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) (千円)	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) (千円)
退職給付債務	817,508	1,036,743
年金資産	741,761	1,019,609
未認識過去勤務債務	20,053	14,649
未認識数理計算上の差異	73,419	23,050
退職給付引当金(+ + +)	22,381	8,734

3. 退職給付費用に関する事項

	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) (千円)	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) (千円)
勤務費用	193,954	195,091
利息費用	12,086	13,080
期待運用収益	15,929	20,769
過去勤務債務の費用処理額	5,404	5,404
数理計算上の差異の費用処理額	5,400	10,917
確定拠出年金支払額	71,591	75,311
その他(注1)	17,672	16,439
退職給付費用(+ + + + +)(注2)	279,370	284,665

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

期間定額方式

割引率

第22期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 1.60%

第23期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 1.00%

過去勤務債務の額の処理年数

8年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)

数理計算上の差異の処理年数

8年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第22期 (平成24年 3月31日)	第23期 (平成25年 3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	24,524	43,359
賞与引当金	104,736	106,454
事務所賃貸借契約引当金	51,347	-
繰越欠損金	331,558	184,087
その他	6,696	14,652
繰延税金資産合計	518,862	348,554
繰延税金資産の純額	518,862	348,554
(固定)		
繰延税金資産	(千円)	(千円)
賞与引当金	141,144	128,603
役員賞与引当金	29,621	33,383
事務所賃貸借契約引当金	96,438	-
長期未払費用	45,901	59,372
繰越欠損金	48,014	-
その他	20,864	14,444
繰延税金資産小計	381,984	235,803
評価性引当額	381,984	235,803
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	16,732	-
繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額	16,732	-

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第22期 (平成24年 3月31日)	第23期 (平成25年 3月31日)
法定実効税率		38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	12.84%
評価性引当額		20.45%
その他		1.64%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		32.04%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第22期 (平成24年 3月31日)	第23期 (平成25年 3月31日)
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は36,583千円減少し、法人税等調整額が36,583千円、その他有価証券評価差額金が1,179千円それぞれ増加しております。	該当事項はありません。

（セグメント情報等）

関連情報

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,473,843	5,402,893	1,661,327	155,006	15,693,071

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
12,403,854	3,289,216	15,693,071

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

第23期（自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,055,916	5,351,270	1,748,835	141,668	18,297,692

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
14,859,628	3,438,064	18,297,692

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAM Japan Cayman Fund Limited	Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104	3,500千円	金融業	所有直接100%	設立出資及び役員の兼任	設立の資本取引	60,000	-	-

（注）JPMAM Japan Cayman Fund Limitedに、出資に係る金銭の全額の払込をしております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,990,973	未払費用	678,849
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	調査費	549,966	未払費用	128,986

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第23期（自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAM Japan Cayman Fund Limited	Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104	3,500千円	金融業	所有直接100%	資金の貸借等及び役員の兼任	資金の貸付（注）	2,804,000	関係会社短期貸付金	1,230,000
							資金の回収	1,574,000		
							貸付金利息の受取	4,022	未収収益	2,390
							配当金の受取	10,000	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間３ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,916,194	未払費用	557,309
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	594,375	未払費用	253,353
同一の親会社を持つ会社	ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	1千米ドル	不動産の賃貸借および総務の代行業	なし	総務の代行	事務所退去費用の預け入れ	174,917	長期預け金	174,917

（注１）ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店に関するものを除き、取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

長期預け金に関しては、当初預け入れ時より無利息としております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（１株当たり情報）

	第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）	第23期 （自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）
１株当たり純資産額	191,608円72銭	199,757円 0銭
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（ ）	17,169円33銭	8,633円26銭

なお、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）	第23期 （自平成24年４月１日 至平成25年３月31日）
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（ ）	966,032千円	485,750千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）	966,032千円	485,750千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

（１）受託会社

名 称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成24年9月末現在）

（略）

（２）販売会社

	名 称	資本金の額 （平成24年9月末現在）	事業の内容
--	-----	-----------------------	-------

（略）

（３）運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 （平成24年9月末現在）	事業の内容
--	-----	-----------------------	-------

（略）

<訂正後>

（１）受託会社

名 称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成25年3月末現在）

（略）

（２）販売会社

	名 称	資本金の額 （平成25年3月末現在）	事業の内容
--	-----	-----------------------	-------

（略）

（３）運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 （平成25年3月末現在）	事業の内容
--	-----	-----------------------	-------

（略）

独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月21日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。